薬第1146－５号

令和７年３月５日

各関係団体長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第９条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第９条第１項の規定に基づき、令和７年３月５日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いします。

記

１．知事指定薬物

次に掲げる３物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第９条第１項に規定する知事指定薬物に指定しました。

1. （８Ｒ）―Ｎ，Ｎ―ジエチル―６―メチル―１―［３―（トリメチルシリル）プロパノイル］―９，１０―ジデヒドロエルゴリン―８―カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】１Ｓ―ＬＳＤ

1. ５―ニトロ―２―［（４―プロポキシフェニル）メチル］―１―［２―（ピロリジン―１―イル）エチル］―１Ｈ―ベンゾ［ｄ］イミダゾ―ル及びその塩類

【通称名】Ｐｒｏｔｏｎｉｔａｚｅｐｙｎｅ、

Ｎ―Ｐｙｒｒｏｌｉｄｉｎｏ　ｐｒｏｔｏｎｉｔａｚｅｎｅ

1. Ｎ―メチル―Ｎ―プロピルトリプタミン及びその塩類

【通称名】ＭＰＴ、Ｍｅｔｈｙｌｐｒｏｐｙｌｔｒｙｐｔａｍｉｎｅ

1. （１）から（３）までに掲げる物のいずれかを含有する物

２．施行期日

令和７年３月６日

大阪府健康医療部

生活衛生室薬務課

麻薬毒劇物グループ

　TEL:06-6941-9078（直通）

　FAX:06-6944-6701